

百々川緑地のバーベキュー指定場所（試行）について

日頃、百々川緑地をご利用いただきありがとうございます。

百々川緑地のバーベキュー実施場所の拡大のご要望等から、下記について試行します。

なお、試行期間の利用状況を見て、継続しての利用の可否を検討してまいります。また、利用の状況により、試行を中止する場合があります。

公園ご利用される皆様が気持ちよく楽しくご利用できるよう、お互いにルールとマナーを守りましょう。

1 バーベキュー指定場所（試行）《利用が可能場所》



詳細は市ホームページ
をご覧ください

※ 須崎市都市公園条例第6条で指定された場所以外での火気の使用は禁止されています。

※ 百々川緑地火気指定場所はバーベキュー場ではありません。

2 バーベキューの利用可能時間（試行） 8時から20時まで

3 バーベキュー指定場所を利用する場合は事前に届出をしてください。

- 届出場所 須崎市動物園正面口券売所（臥竜公園管理事務所）、須崎市動物園南口券売所
- 届出時間 午前9時から午後4時（月曜日（祝日の場合は翌日）以外）
- 届出方法 届出場所の窓口で申請書に必要事項を記入し提出。
または、インターネットからも届出（24時間受付）ができます。
- 届出書類 百々川緑地バーベキュー利用届出書



4 利用後は報告書の提出をしてください。 ※『使用しなかった場合』も報告書の提出をお願いします。

- 届出方法 上記届出場所（午前9時から午後4時（月曜日（祝日の場合は翌日）以外））に利用後速やかに報告書を提出してください。
または、インターネットからも報告（24時間受付）ができます。
- 届出書類 百々川緑地バーベキュー利用報告書



5 利用留意事項

- 指定場所以外ではバーベキューはできません。
- 指定場所内で他の公園利用者の迷惑（通路等）にならない場所で行ってください。
- 直火・焚き火は厳禁です。熱などにより芝生等を傷めない専用器具を使用してください。
- 消火器等消火用品（バケツへ水を汲んでおく等）を持参し、火災には十分ご注意ください。
- 火の後始末をし、灰、炭、ゴミ、資材等は必ず持ち帰ってください。【ゴミ等の置き去りは法律により罰せられます！】
- 須崎市都市公園条例第6条（禁止の行為）に記載されている行為はしないでください。
- 公園の利用状況によっては利用できないことがございますので、あらかじめご了承ください。届出は利用を確約するものではありません。
- 公園内で発生した事故・盗難等については、市は一切責任を負いません。
- 新型コロナウイルス感染症の万全な対策にてバーベキューを行ってください。
- 須坂市の都市公園では百々川緑地の指定場所以外のバーベキューは禁止です。
- 公園利用者や周辺に住む方々全員が楽しく公園を利用できるよう、ご理解ご協力をお願いします。
- イベント等で火気を使用し都市公園を利用する場合は、都市公園条例による許可が必要です。